

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月16日

【会社名】 株式会社ビューティガレッジ

【英訳名】 BEAUTY GARAGE Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 野村 秀輝

【本店の所在の場所】 東京都世田谷区桜新町一丁目34番25号

【電話番号】 03 - 5752 - 3897

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理グループ統括責任者 伊藤 雅之

【最寄りの連絡場所】 東京都世田谷区桜新町一丁目34番25号

【電話番号】 03 - 5752 - 3897

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理グループ統括責任者 伊藤 雅之

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 (第6回新株予約権)
その他の者に対する割当 2,216,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,084,616,000円
(第7回新株予約権)
その他の者に対する割当 1,028,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 597,028,000円
(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少することがあります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第 6 回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	4,000個(本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 100株)
発行価額の総額	2,216,000円
発行価格	本新株予約権 1 個につき554円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当たり5.54円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1 個
申込期間	平成30年 4 月 2 日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社ビューティガレージ 経営管理グループ
割当日	平成30年 4 月 2 日
払込期日	平成30年 4 月 2 日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 新宿西口支店

- (注) 1. 株式会社ビューティガレージ第 6 回新株予約権(以下、文脈に応じて個別に又は第 7 回新株予約権と総称して「本新株予約権」という。)は、平成30年 3 月16日付当社取締役会決議にて発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は400,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、修正日(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該金額に修正される。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、平成30年3月15日(以下「発行決議日前取引日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%に相当する1,895円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されるものとする。)である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項を参照)。 5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は400,000株(平成30年1月31日現在の発行済株式総数(5,976,000株)に対する割合は6.69%、割当株式数は100株で確定している。) 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：760,216,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、400,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

	<p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使価額は、当初2,706円(発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値)とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>行使価額は、下記(注)6.(1)に定める本新株予約権の各行使請求の通知日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額(別記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。)を下回る場合となる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たり} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により当社普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前 行使価額} - \text{調整後 行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数含まないものとする。</p>
--	---

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,084,616,000円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少することがある。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成30年4月3日から平成32年4月2日までの期間とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の休業日等でない日をいう。)及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新宿西口支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり554円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり554円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり554円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達をしようとする理由

<当社グループの概要>

当社グループは、美容室、エステサロン、ネイルサロン、アイラッシュサロンといった、いわゆるビューティサロンをその主要顧客として、物販事業、店舗設計事業及びその他周辺ソリューション事業を行っております。

(物販事業)

従来、営業マンによるルートセールスを中心としたディーラー販売が主流であったB to B美容商材流通において、当社は、プロ向け美容商材インターネット通販サイト「BEAUTY GARAGE Online Shop」(以下「ECサイト」という。)を自社にて運営しており、新たな商材仕入のスタンダードとなることを目指しております。現在、このECサイトはPCサイト、スマホサイト、スマホアプリにより運営しております。また、ECサイトのほかに、年に1~2回発行される通販カタログ誌「BG STYLE」(理美容室向け、エステサロン向け、ネイルサロン向け、アイラッシュサロン向けの4分冊)、札幌、仙台、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、福岡(以下「主要都市」という。)のショールームを通じた対面販売というネットとリアルを連携融合した販売スタイルを持ち、これらECサイト・カタログ誌・主要都市のショールームを通じ、約150万点の(平成30年2月末現在)機器類(注1)、化粧品・材料(注2)を販売しております。国内外のメーカーから仕入れたナショナルブランド商品の仕入・販売に加え、自社で企画・開発したオリジナルブランド商品の企画開発・仕入・販売や中古美容機器の買取・販売を行っております。

また自社にて物流センターを運営し、基幹システムを通じて在庫商品を一元管理することで、効率的な在庫管理を実現しており、17時までにご注文を頂き、在庫のある商品については即日出荷を可能とする配送体制を整備しております(祝祭日・休日は除きます)。

(注1) 機器類

機器類とは、ビューティサロンで使用されている設備、機器、器具のことです。具体的には、理美容室において髪の毛をカットする為のセットチェア、シャンプーをする為のバックシャンプーユニットやシャンプーチェア、エステサロンで使用するエステベッドやエステ機器、ネイルサロンで使用するネイルテーブルやネイル機器、アイラッシュサロンで使用するチェア等が挙げられます。また、その他にもパーマ機器、ミラー、タオルウォーマー、ドライヤー、バリカン等が挙げられます。

(注2) 化粧品・材料

化粧品・材料には、ビューティサロンが業務で使用する業務用化粧品と一般顧客に販売する店販化粧品のほか、ビューティサロンが業務で使用する材料があります。主な化粧品・材料として、理美容室向けのシャンプー、トリートメント、カラー剤等、エステサロン向けの基礎化粧品、マッサージオイル等、ネイルサロン向けのジェル、ストーン、クリーナー等、アイルッシュサロン向けのグルー、美容液等があります。

(店舗設計事業)

当社と当社連結子会社である株式会社タフデザインプロダクト(以下「タフデザインプロダクト」という。)が連携し、店舗設計、工事施工監理を行っております。当社とビューティサロンを中心とした店舗設計を専門とするタフデザインプロダクトとが連携することで、店舗を新装開業・改装するお客様のニーズに応じた支援を実現しております。

(その他周辺ソリューション事業)

当社は、その他周辺ソリューション事業として、ビューティサロンの開業から開業後の経営に必要な資源(ヒト、モノ、カネ、情報)に関わるサービスを提供し、ビューティサロンの新規開業支援と経営支援をワンストップとして行えるよう、全面的にサポートする体制の確立を目指しております。

具体的には、ビューティサロンのオーナー様に対して、開業と経営を総合支援する相談先として「サロンコンシェルジュ」を配置し、ビューティサロンのコンセプトを踏まえて開業準備を支援する開業支援サービス、中古美容機器買取ネットワークから集約される閉店情報等を活用した居抜き不動産物件の仲介サービス、ビューティサロン同士での差別化を図る為のビューティサロンIT化の為のシステム導入、ビューティサロン向け保険、WEB制作、講習会運営等の教育事業などを提供しております。また、連結子会社である株式会社BGパートナーズ(以下「BGパートナーズ」という。)を通じてファイナンスサポートや店舗リース(注3)、転貸サービス等を提供しております。

(注3) 店舗リース

店舗リースとは、ビューティサロンを出店するオーナー様からの要望に基づきビューティサロンの店舗を探し、出店時に必要となる保証金、内装工事費、設備費をBGパートナーズが支払うことをご希望の物件を用意し、ビューティサロンのオーナー様にリースするサービスです。

< 中期経営計画の策定 >

当社は、平成29年6月12日付け適時開示「中期経営計画策定に関するお知らせ」で公表したとおり、当社グループにおける2025年時点での目指すべき姿として「アジアNO.1のIT美容商社」という企業像を設定、その実現のために平成30年4月期から平成32年4月期までの3ヶ年を「攻めのステージ」と位置づけ、平成32年4月期における売上高145億円、経常利益10億円、経常利益率6.9%を数値目標とし、その達成のために次の4つの基本方針として掲げた平成30年4月期を初年度とする中期経営計画2017-2019(平成30年4月期から平成32年4月期までの3ヶ年)を策定しました。各基本方針の具体的な内容は以下の通りです。

「IT」+「物流」ソリューションの進化

美容業界内においてビューティサロンに対しさらなる利便性を提供し、美容商材流通のプラットフォーム化を目指す為、「IT」+「物流」ソリューションを進化させるべく、その施策としてA. ECサイトフルリニューアルの実施、I. 基幹システムの刷新(ERPの導入)、U. 自社物流センターによる一元管理と海外物流ネットワークの構築、E. 顧客サービスのレベルアップを行う。

商品ラインナップの大幅拡充と開発力強化

主力である物販事業において、商品ラインナップの拡充(取扱商品数の増加ならびに顧客ニーズを充足する商品の開発、品揃え。以下同じ。)に努めることで、顧客満足度の向上を追求する。化粧品・材料についてはナショナルブランド商品を中心に、機器類についてはプライベートブランド商品を中心に、商品ラインナップの拡充を行う。これらの一環として、化粧品メーカー各社との直接取引口座開設の推進及び国内工場・海外工場ネットワークの整備を行う。

グローバル市場への本格進出

従来の海外進出に関する方針は、海外販売代理店を活用することとしておりましたが、自社で販売拠点を設置する方針に変更し、その第一段階として、東南アジアにおける市場攻略を目指し、シンガポールに拠点を設置すると共に、ECサイトの多言語版を展開する。

周辺サービスの充実と新価値の創出

物販事業との連携及び相乗効果創出を図ることをテーマとし、店舗設計事業のサービス拠点拡充、リース事業の本格稼働、情報提供プラットフォームの整備、他社との協業・業務提携・資本提携・M & Aの推進を行う。

<中期経営計画の進捗と今後の予定>

上記の中期経営計画に掲げた基本方針を実現すべく、以下に記載する施策を予定しております。今回の資金調達は、これらの施策の実現のために行われるものです。

「IT」+「物流」ソリューションの進化

「IT」+「物流」ソリューションの進化を実現すべく、これまでに、ア・ECサイトのフルリニューアル及びイ・基幹システムの刷新(ERPの導入)について、今春の稼働に向けて開発を行って参りました。今春の稼働について目処はたっているものの、稼働後も対競合優位性の確立のため及び業務の効率化と生産性の向上のため、技術の進化及び顧客ニーズの変化に合わせ、不断のリニューアル及びアップデートが必要となると考えており、かかるリニューアル及びアップデートのためのソフトウェア開発を外部に委託する予定です。

また、ウ・自社物流センターによる一元管理と海外物流ネットワークの構築のうち、自社物流センターについて、現在までに、その第一段階として自社物流センターを拡張し、外注倉庫からの商品の移管をすることで、国内における美容商材流通の一元管理は一部完了しております。しかしながら、収納作業、仕分作業、梱包作業を人力で行っていたことから正確性や速達性が課題となっております。そのため、当該収納作業、仕分作業、梱包作業を自動化し、これらの課題解消に向けて、電動収納棚、自動仕分機器、自動梱包機器の導入を予定しております。

さらに、エ・顧客サービスのレベルアップについて、その一環として平成30年4月期には旧大阪ショールームと旧神戸ショールームを統合・移転し、大阪・心斎橋に大阪総合ショールームを開設したほか、東京総合ショールームのリニューアルを行いました。引き続き、現在手狭となり取扱い商品の展示が限定的になっている既存ショールームについて、移転してリニューアルを行い、展示や販売スペースを拡張するとともに、新規にショールームを開設することを予定し、ネット販売だけではなく、より身近に商品を見てもらい、体験してもらい、顧客の満足度を高め、顧客サービスのレベルアップを図って参ります。かかる移転をとまなう拡大リニューアル及び新規開設のために、物件取得、内装工事、機器・什器の購入を行う予定です。

商品ラインナップの大幅拡充と開発力強化

化粧品・材料については、取扱いブランドの拡充を図ることでビューティサロンのニーズに応えられるよう取り組んで参りましたが、美容師に人気のある有名ブランドの取扱いができておらず、未だ不十分であると考えております。またプライベートブランド商品の機器類についても、これまで外注先の国内及び海外工場のネットワークを整備して参りましたが、プライベートブランド商品の種類についてはビューティサロンオーナーのニーズに応えるだけの品揃えができておらず、未だ不十分であると考えております。さらには現在取り扱っている化粧品・材料及び機器類も含めて、欠品防止を目的とした在庫の補強が必要であると考えております。

そのため取扱いブランドの種類(数)、プライベート商品の種類(数)を増やすための新商品の購入、及び既存取扱商品も含めた在庫の補強のための商品の購入を行う予定です。

グローバル市場への本格進出

グローバル市場への本格進出については、上記中期経営計画に掲げた方針に従い、平成29年12月に、シンガポールにおいて美容商材卸販売業及びセミナー事業を展開するHARU GLOBAL BEAUTY PTE.LTD.(以下「HARU シンガポール」という。)の第三者割当増資を引受け、同社を子会社化いたしました。HARU シンガポールはマレーシアにおいて美容商材卸販売業、セミナー事業、サロン事業を展開する子会社HARU GLOBAL BEAUTY SDN.BHD(以下「HARU マレーシア」という。)を有しており、HARUシンガポールの子会社化により、当社はシンガポール及びマレーシアにおける美容商材の販売及び仕入ノウハウや人脈等を取得するとともに、HARU シンガポールを「BEAUTY GARAGE SINGAPORE」に、HARU マレーシアを「BEAUTY GARAGE MALAYSIA」にそれぞれ社名変更し、BEAUTY GARAGE SINGAPOREを東南アジア地域のHUB統括会社として位置づけることにいたしました。東南アジア地域においては、B to B美容商材流通のE コマース市場が未成熟であることから、今後の市場拡大が見込まれ、また、東南アジア地域の方々の体格や髪質が日本人と同様であることから、当社が取り扱っている商品の需要が見込まれると考えておりますが、現状では東南アジア市場の攻略は、まだ始まったばかりであり、子会社又は孫会社を有することとなったシンガポール及びマレーシアにおきましても、市場開拓は未だ不十分であり、当社ビジネスモデルをシンガポール及びマレーシア市場に導入すべく、各市場向けのECサイト多言語版の開設・運営及びショールームの設置・運営のための設備投資・人材投資を行う予定です。また、「アジアNO.1のIT美容商社」という企業像を実現すべく、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン等への進出も検討しておりますが、これら地域におきまして、シンガポール、マレーシアに次ぐ拠点を設置し、進出するための市場調査を行う予定です。

周辺サービスの充実と新価値の創出

上記中期経営計画における数値目標を達成するため、店舗設計事業とその他周辺ソリューション事業を合わせた周辺サービスにおいて、特に店舗リース事業を店舗設計事業に次ぐ第2の柱とするべく平成29年1月にB Gパートナーズを設立しました。ビューティサロン出店時に必要となる保証金や内装工事代などの初期投資の負担が大きいことから、オーナーに代わりB Gパートナーズにおいて物件を取得しこれをオーナーにリースする店舗リース事業の成長余地があると考えております。今後、B Gパートナーズにおいて店舗リース事業を成長させるべく、ビューティサロンを出店するオーナーが希望する店舗物件の取得を行って行く予定です。なお現時点においては具体的な店舗リース案件はないものの、オーナーが希望する店舗物件が出てきた場合には、速やかに対応を行えるよう十分な資金を確保しておく必要があります。このため、今回の資金調達により調達した金額の一部を店舗リース事業への投資資金とする予定です。

また、現時点ではM & Aに関する具体的な案件はないものの、美容商社や美容機器メーカーのほか、美容業界向けの各種サービス提供業等、国内外の美容業界に関わる分野において、当社グループが営む物販事業(機器類、化粧品・材料)、店舗設計事業、その他周辺ソリューション事業(居抜き不動産物件の仲介、店舗リースサービス、開業資金の調達支援、ビューティサロン向けシステム導入支援、ビューティサロン向け保険、ビューティサロン向けWEB制作、講習会運営等の教育事業)に係る事業を営む会社を対象としてM & Aを実施することで、自社のみで各事業に取り組むよりも、M & A対象会社における蓄積を取り込むことによって、早期に中期経営計画に掲げる目的を実現できる場合があると考えております。その為、M & Aの案件が生じた際には、これに対して迅速かつ確かな対応を行えるよう、十分な資金を確保しておく必要があります。現時点ではM & Aに関する具体的な案件はないものの、M & Aの場合、候補先に対して複数の企業が並行して交渉するケースが多く、買収資金を予め用意していた企業が先に交渉を成立させる可能性が高くなります。当社も予めM & A資金を確保することで、想定している候補先が見つかった場合、交渉を迅速に進めることができます。このため、今回の資金調達により調達した金額の一部をM & Aの待機資金とする予定です。

この様に、中期経営計画に掲げる目標を実現するため、当社グループとして様々な施策を予定しており、これら施策のため、今回の資金調達を行います。なお、今回の資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「3 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載しております。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、株式会社SBI証券(以下「割当予定先」という。)を含む複数の証券会社から資本性調達手段及び金融機関からの借入等の負債性調達手法について提案を受け、下記「(本スキームの商品性)」、「(本スキームのメリット)」、「(本スキームのデメリット)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載のとおり検討した結果、割当予定先から提案を受けた第6回新株予約権と第7回新株予約権の2種類の新株予約権を同時に発行することを内容とする資金調達方法(以下「本スキーム」という。)が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす現時点における最良の選択であると判断いたしました。

まず、行使価額修正条項付新株予約権を選択した理由として、本スキームにおいて発行される新株予約権は、行使価額修正条項が付されており、行使価額が株価に応じて修正される仕組みとなっております。これにより、株価上昇時には、行使通知をすることにより行使価額が上方に修正されることから資金調達金額が増加し、他方で、株価下落時であっても、行使通知をすることにより行使価額が株価を下回る金額に修正されることにより、新株予約権者による新株予約権の行使が期待できることから、資金調達の蓋然性を高めることが可能となっております。また、新株予約権につきましても、株価動向等を勘案して当社が新株予約権の行使を希望しない場合には、新株予約権を行使することができない期間を指定することができるため、当社の資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能となっております。さらに、新株予約権についても交付される株式数が一定であること、下限行使価額が設定されていること等により株価及び1株当たり利益の希薄化に対する影響に一定程度配慮することができるものとなっております。

また、本スキームにおいては、第6回新株予約権と第7回新株予約権という2種類の新株予約権を同時に同一の割当先に対して発行することとしております。これら2種類の新株予約権については、第7回新株予約権の行使価額修正条項の発動が当社の選択によっている点を除き、同一の内容となっておりますが、この2種類の新株予約権を組み合わせて発行することにより、希薄化の影響を一定程度緩和できると考えております。すなわち、本スキームにおいて交付することが予定されている600,000株の全てを当初より行使価額が修正されることが予定されている第6回新株予約権の目的とはせず、そのうち200,000株について当初行使価額が固定されている第7回新株予約権の目的とすることにより、600,000株の全てが現状株価より低い行使価額にて交付される可能性を可及的に低下させることができます。

これらの点を勘案し、上記のとおり本スキームが既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす現時点における最良の選択であると判断いたしました。

(本スキームの商品性)

本スキームの特徴

本スキームにおいては、第6回新株予約権と第7回新株予約権を同時に割当予定先に割り当てることとしております。各新株予約権の特徴及び第6回新株予約権と第7回新株予約権を同時に発行する理由は以下の通りです。

< 第6回新株予約権 >

第6回新株予約権の行使価額は、当初2,706円(発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値)ですが、各修正日以降、当該修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合に、当該価額に修正されます。このように時価に基づき行使価額が修正される設計としたのは、株価上昇局面において、行使通知をすることにより行使価額が上方に修正されることから、調達資金の増大が期待できるからです。また、株価下落局面においては、資金調達の蓋然性を高めることが可能となります。すなわち、行使価額が固定される設計とした場合、株価が行使価額を下回っているときは、新株予約権者としては新株予約権を行使する理由がないのに対し、行使通知をすることにより行使価額が株価を下回る金額に修正されるのであれば、株価が行使価額を下回っているときであっても、新株予約権者による新株予約権の行使が期待できます。なお、第6回新株予約権の下限行使価額は1,895円(発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%)(但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整される。)であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。

< 第7回新株予約権 >

第7回新株予約権の行使価額(下記「2 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項(1)号」で定義する。以下同じ。)は、2,980円であり、行使価額修正選択決議(下記「2 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項」で定義する。以下同じ。)がなされるまでは、行使価額の調整がなされないものとなっており、行使価額修正選択決議がなされて初めて、第6回新株予約権と同様の行使価額の調整がなされることとなります。第7回新株予約権の行使価額2,980円は、平成30年3月15日(発行決議日前取引日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を10.13%上回る金額であり、当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇を見越して設定したものです。行使価額を現状の株価を上回る金額とすることにより、現状株価対比で高い株価となった場合にのみその行使が見込まれ、希薄化が生じることになり、既存株主の利益に配慮した設計となっております。また、行使価額修正選択決議により、その後、時価に応じて行使価額が修正されることとなりますが、これは、当社株価が想定どおり上昇しなかった場合に、第7回新株予約権の行使の蓋然性を高めることにより(第6回新株予約権と同様に、株価が行使価額を下回っているときであっても、行使通知をすることにより行使価額が株価を下回る金額に修正されるのであれば、新株予約権者による新株予約権の行使が期待できます。)、当社の事業成長に必要な資金ニーズを充足することを企図するとともに、株価が当初行使価額を超えて上昇した場合の調達資金の増大を企図したものです(第6回新株予約権と同様に、行使通知をすることにより行使価額が上方に修正されることから、調達資金は増大します。)。なお、かかる行使価額修正選択決議を行うか否かについては、当社財務状況や株価水準に応じて慎重に判断する所存です。また、第7回新株予約権の下限行使価額は1,895円(発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%)(但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整される。)であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。

< 第6回新株予約権と第7回新株予約権を同時に発行する理由 >

本スキームにおいて、当社の資金ニーズに応じて新株予約権の目的となる株式の数を合計で600,000株としておりますが、そのうち400,000株を第6回新株予約権の、200,000株を第7回新株予約権の目的としております。上記の通り、行使価額修正選択決議がなされるまでは第7回新株予約権の行使価額は現状の株価より高い2,980円に固定されることとなっているため、行使価額修正選択決議がなされるまでは、第7回新株予約権の目的である200,000株については、現状の株価より高い水準でしかその行使が見込まれず、希薄化が生じないこととなっており、本スキームで交付することが想定されている合計600,000株の全てを当初より行使時の株価に応じて行使価額が修正されることになる第6回新株予約権の目的とする場合(この場合、600,000株の全てが現状株価より低い行使価額にて交付される可能性があります。)に比して、希薄化の影響を一定程度緩和することができるため、第6回新株予約権に加え、第7回新株予約権を発行することと致しました。

新株予約権の行使の停止

当社は、本新株予約権に関し、本届出書による届出の効力発生後に割当予定先と締結予定の第三者割当契約(以下「本新株予約権買取契約」という。)に基づき、その裁量により、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の全部につき、行使することができない期間を随時、何回でも指定(以下「停止指定」という。)することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って2取引日前までに書面により行使停止期間の通知を行います。

新株予約権の取得に係る請求

割当予定先は、本新株予約権買取契約に基づき、平成30年4月2日から平成32年3月4日までの期間（以下「取得請求可能期間」という。）中に、以下のいずれかの事象が生じた場合、当該事象が生じた日から5取引日の期間中に当社に対して通知を行うことにより、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の取得を請求することができます。

- ア 取得請求可能期間中のいずれかの5連続取引日の各取引日における終値がいずれも下限行使価額の70%に相当する金額を下回った場合
- イ 取得請求可能期間中のいずれかの5連続取引日の各取引日における当社普通株式の出来高がいずれも10,000株を下回った場合
- ウ 取得請求可能期間中のいずれかの5連続取引日の各取引日において、東京証券取引所における当社普通株式が売買停止となった場合

また、割当予定先は、平成32年3月2日から同年4月1日までの期間中に当社に対して通知を行うことにより、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の取得を請求することができます。さらに、当社が吸収分割又は新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、割当予定先は、当該承認決議の日から当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の15取引日前までに、当社に通知を行うことにより、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の取得を請求することができます。これらの請求がなされた場合、当社は、当該請求の日から15取引日以内に、残存する第6回新株予約権及び第7回新株予約権の全部を取得します。

当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が決議した場合は、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の払込期日の翌日以降、法令の規定に従って割当予定先に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の全部又は一部を取得することができます。また、当社は、当社が消滅会社となる組織再編行為につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の全部を取得するものとします。さらに、当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の全部を取得するものとします。

新株予約権の譲渡

本新株予約権買取契約に基づいて、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、第6回新株予約権又は第7回新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して第6回新株予約権及び第7回新株予約権の停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して第6回新株予約権及び第7回新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

上記、及びについては、本新株予約権買取契約中で定められる予定です。

(本スキームのメリット)

過度な希薄化の抑制が可能なこと

第6回新株予約権の目的である当社普通株式数は、400,000株で、第7回新株予約権の目的である当社普通株式数は、200,000株でそれぞれ固定されており、最大交付株式数が限定されております(但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。)。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません。また、上記「(本スキームの商品性) 本スキームの特徴<第6回新株予約権と第7回新株予約権を同時に発行する理由>」に記載のとおり、第6回新株予約権と第7回新株予約権を組み合わせることで、希薄化の影響を一定程度緩和することができます。

さらに、第6回新株予約権の下限行使価額及び行使価額修正選択決議後の第7回新株予約権の下限行使価額を1,895円(発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%の水準)(但し、第6回新株予約権の下限行使価額については、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されるものとし、第7回新株予約権の下限行使価額については下記「2 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されるものとし、)に設定することにより、希薄化の下限を画しております。

株価への影響の軽減を図っていること

- ・第7回新株予約権については、当社が行使価額修正選択決議をしない限り、行使価額が現状株価より高い2,980円で固定されていること、第6回新株予約権の行使価額及び行使価額修正選択決議後の第7回新株予約権の行使価額は各修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として修正される仕組みとなっており、行使価額の上方修正も予定されていること、また、下記(注)2記載の割当予定先による行使制限措置などにより、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすい設計としたことを通じて、株価への影響の軽減を図っております。

将来的な株価上昇の場合、希薄化を軽減できること

第6回新株予約権及び第7回新株予約権のいずれについても上限行使価額は設定されていないことから、株価が上昇した場合、修正日以降の行使価額も対応して上昇します(第7回新株予約権については、当社が行使価額修正選択決議をした場合に限り、)。また取得条項が付されている為、株価が上昇し、少ない行使数でも当社が必要とする金額を調達できた場合には、行使停止期間を設定しつつ、取得条項を行使することによって、既存株主にとっての希薄化が抑制できます。

資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社取締役会の決議により、残存する第6回新株予約権及び第7回新株予約権の全部又は一部をいつでも第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

その他

割当予定先は、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の経営に関与する意図を有していないこと。また、割当予定先は、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと

(本スキームのデメリット)

第7回新株予約権については、当社が行使価額修正選択決議をしない限り、行使価額は当初行使価額に固定されることから、株価が当初行使価額を上回らない限り資金調達ができない可能性があります。第6回新株予約権の下限行使価額及び行使価額修正選択決議後の第7回新株予約権の下限行使価額は1,895円(発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%) (但し、第6回新株予約権の下限行使価額については、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されるものとし、第7回新株予約権の下限行使価額は下記「2 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されるものとします。)に設定されており、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。

株価の下落局面では、第6回新株予約権の行使価額及び行使価額修正選択決議後の第7回新株予約権の行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります(但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。)

当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。

第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行後、取得請求可能期間中のいずれかの5連続取引日の各取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がいずれも当該取引日における下限行使価額の70%に相当する金額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して第6回新株予約権及び第7回新株予約権の取得を請求する場合があります。

(他の資金調達方法との比較)

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

第三者割当型転換社債型新株予約権付社債(以下「CB」という。)は、様々な商品設計が考えられますが、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、株価に連動して転換価額が修正されるCB(いわゆる「MSCB」)では、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では新株の適当な割当先が存在しません。

現在当社は借入による資金調達を行っており、今後とも継続する予定ですが、この予定を超えてさらなる借入れによる資金調達を行うことは、財務健全性に想定以上の悪影響を与えることとなります。いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社がこのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、当社株主様による権利行使に関し不確実性が残ることから、新株予約権による資金調達以上に、資金調達方法としての不確実性が高いと判断しております。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容
本新株予約権に関して、当社は、本届出書による届出の効力発生後に割当予定先と締結予定の本新株予約権
買取契約において、上記(注)1.(2)、及び に記載の内容に加え、以下の内容について合意する予定で
あります。

< 割当予定先による行使制限措置 >

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項
乃至第5項の定めに基づき、新株予約権の割当予定先が暦月の1ヶ月間において割当日の上場株式数
の10%を超える行使を行わないこと(当社が本新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予
約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1ヶ月間において
本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月にお
いて当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算する
ものとする)について、本新株予約権の割当予定先による行使を制限するよう措置を講じる予定であ
ります。

本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、本新株予約
権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日か
らその180日後の日までの期間において、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取
得する権利が付与された証券を発行しないことを合意する予定です。但し、()当社の役員、従業員
及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションとして新株予約権を発行する場
合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、()本新株予約権買取契約の締結日
時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、()当社が他の事業会社との間
で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに
関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社又は貸金
業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うもので
もない場合に限り)、()株式分割又は株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合、並
びに()単元未満株主が当社に対し売渡請求ができる旨の定款の定めを行った場合の当該定めに基づ
く当社の株式の売渡しによる場合を除きます。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取
決めの内容
該当事項はありません。
5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとす
る旨が定められる予定であります。なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本新株予約権買取契約に定
められた割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれます。
6. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することがで
きる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受
付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される
財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に
定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場
所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予
約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
7. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

8. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

9. その他

- ・本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- ・上記のほか、本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2 【新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	2,000個(本新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株)
発行価額の総額	1,028,000円
発行価格	本新株予約権1個につき514円 (本新株予約権の目的である株式1株当たり5.14円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成30年4月2日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社ビューティガレッジ 経営管理グループ
割当日	平成30年4月2日
払込期日	平成30年4月2日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 新宿西口支店

- (注) 1. 株式会社ビューティガレッジ第7回新株予約権(以下、文脈に応じて個別に又は第6回新株予約権と総称して「本新株予約権」という。)は、平成30年3月16日付当社取締役会決議にて発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は200,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：当社は平成30年4月3日以降、当社取締役会の決議により、以後修正日(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。)において行使価額の修正が生じることができる。かかる決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、修正日に、修正日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該金額に修正される。 3 行使価額の下限：当社が本欄第2項の決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌取引日以降、本新株予約権の下限行使価額は、平成30年3月15日(以下「発行決議日前取引日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%に相当する1,895円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されるものとする。)である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項を参照)。 4 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は200,000株(平成30年1月31日現在の発行済株式総数(5,976,000株)に対する割合は3.13%、割当株式数は100株で確定している。) 5 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：380,028,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 6 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、200,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$

	<p>3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使価額は、当初2,980円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>当社は平成30年4月3日以降、当社取締役会の決議により、以後後記(注)6.(1)に定める本新株予約権の各行使請求の通知日(以下「修正日」という。)において行使価額の修正が生じることとすることができる(以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。)。本項に基づき行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、修正日に、修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額(別記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>なお、当社又はその企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。)に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。)が存在する場合(但し、同第167条第2項に定める事実については当社が認識していない場合を除く。)には、当社は行使価額修正選択決議を行うことができない。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	597,028,000円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少することがある。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成30年4月3日から平成32年4月2日までの期間とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の休業日等でない日をいう。)及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新宿西口支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり514円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり514円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。 3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり514円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

- (注) 1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由
上記「1 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由」に記載の通りです。
2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容
上記「1 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容」に記載の通りです。
3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする旨が定められる予定であります。なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本新株予約権買取契約に定められた割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれます。

6．本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

7．新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

8．社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

9．その他

- ・本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- ・上記のほか、本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,681,644,000	13,000,000	1,668,644,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(第6回新株予約権及び第7回新株予約権の合計3,244,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(第6回新株予約権及び第7回新株予約権の合計1,678,400,000円)を合算した金額であります。

	発行に際して払込まれる金額の総額(円)	行使に際して出資される財産の価額の合計額(円)
第6回新株予約権	2,216,000	1,082,400,000
第7回新株予約権	1,028,000	596,000,000
合計	3,244,000	1,678,400,000

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、登記費用、信託銀行費用等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
EC・基幹システム等への投資資金	100,000,000	平成30年5月～平成32年4月
物流関連及び店舗への投資資金	100,000,000	平成30年5月～平成32年4月
商品ラインナップの拡充に係る投資資金	300,000,000	平成30年4月～平成31年10月
子会社への投資資金 (グローバル市場への進出に係る費用)	100,000,000	平成30年5月～平成31年4月
子会社への投資資金 (店舗リース事業への投資資金)	150,000,000	平成30年5月～平成31年4月
M & A 待機資金	918,644,000	平成30年5月～平成32年4月

(注) 支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。また、上記～の間で優先順位はなく、支出時期の早いものより充当する予定であります。

当社は、上記「1 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由(1)資金調達をしようとする理由」に記載したとおり、平成32年4月期における売上高145億円、経常利益10億円及び経常利益率6.9%を数値目標とし、その達成のために4つの基本方針として掲げた平成30年4月期を初年度とする中期経営計画2017-2019(平成30年4月期から平成32年4月期までの3ヶ年)を策定しております。上記の目標を達成するため、本調達資金については、上記「1 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由(1)資金調達をしようとする理由 <中期経営計画の進捗と今後の予定>」に記載したとおり、それぞれに必要な資金を、具体的には以下の資金使途に充当する予定です。

EC・基幹システム等への投資資金

ECサイト及び基幹システムのリニューアル・アップデートのためのソフトウェア開発に要する外部委託費用として100百万円を充当いたします。

物流関連及び店舗への投資資金

物流センターにおける収納作業、仕分作業、梱包作業の自動化のための電動収納棚、自動仕分機器、自動梱包機器の購入に要する費用として60百万円を充当いたします。また、東京都または神奈川県のおいずれかにおけるショールームの新設による1店舗分の物件取得費、内装工事費、機器・什器の購入費に20百万円、また既存ショールーム2店舗分の移転による物件取得費、内装工事費、機器・什器の購入費に20百万円を充当いたします。

商品ラインナップの拡充に係る投資資金

商品の購入費の一部として300百万円を充当いたします。なお、不足額については自己資金より充当いたします。

グローバル市場への進出に係る費用

当社は、今回の調達資金のうち100百万円をBEAUTY GARAGE SINGAPOREへの投資資金に充当いたします。投資を受けたBEAUTY GARAGE SINGAPOREは、シンガポール・マレーシアにおきまして、ECサイトの開設・運営及びショールームの設置・運営を行います。これらに要する資金としてECサイトの開設に係るソフトウェア開発の外部委託費用に30百万円、ショールーム設置のための物件取得費、内装工事費、機器・什器の購入費用に40百万円、ECサイト及びショールームを運営する人材投資などの運営費に25百万円を充当します。また、BEAUTY GARAGE SINGAPOREは、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン等において、シンガポール、マレーシアに次ぐ拠点を設置し、進出するための市場調査を行います。これに要する資金として5百万円を充当いたします。

店舗リース事業への投資資金

当社は、今回の調達資金のうち150百万円をBGパートナーズへの投資資金に充当いたします。投資を受けたBGパートナーズは、ビューティサロンを出店するオーナーが希望する店舗物件の取得を行います。現時点では店舗物件に関する具体的な案件はないものの、店舗リース事業の場合、店舗物件の取得費用を予め用意していた企業が交渉を成立させる可能性が高くなります。BGパートナーズとしてもビューティサロンを出店するオーナーからの希望を受けて迅速かつ確実に店舗物件を取得できるよう、店舗物件の取得費用を予め確保すべく、店舗リース事業への投資資金の一部に充当いたします。なお、不足額が生じた場合は自己資金より充当いたします。

M & A 待機資金

918百万円をM & A 待機資金として充当いたします。なお、今後案件が具体的に確定した場合、速やかに開示いたします。また、上記期間中にM & Aを実施しなかった場合、当該期間の経過後において借入金の返済(注)のほか、上記「商品ラインナップの拡充に係る投資資金」、「店舗リース事業への投資資金」の一部に充当する予定です。

(注) 当社は、平成30年2月28日現在、ソフトウェア開発資金・設備投資資金・運転資金に充当するため、株式会社三菱東京UFJ銀行より176百万円、株式会社三井住友銀行より314百万円の借入金残高を有しております。

上記資金使途は、平成32年4月までの資金使途の内訳を記載したのですが、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその内訳については、変更される可能性があります。また、株価や出来高等によっては、十分な資金を調達できない場合もあります。したがって、市場における当社株価の動向等によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。なお、資金使途及びその内訳の変更や別途の資金調達の実施、事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	株式会社SBI証券
本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 該当事項なし (四半期報告書) 事業年度第76期第2四半期 (自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日) 平成29年11月13日関東財務局長に提出 事業年度第76期第3四半期 (自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日) 平成30年2月13日関東財務局長に提出

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	
	割当予定先が保有している当社の株式の数	49,400株(平成30年1月31日現在)
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

(注) 「提出者と割当予定先との間の関係」の欄は、「割当予定先が保有している当社の株式の数」を除き、平成30年3月16日現在のものであります。

c．割当予定先の選定理由

当社は、本資金調達にあたり、割当予定先である株式会社SBI証券を含む複数の証券会社及び金融機関に対し資金調達方法について相談したところ、これら証券会社及び金融機関から資本性調達手段及び借入等の負債性調達手法について提案を受けました。これらの提案につき、上記「第1 募集要項 1. 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)1(2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり検討した結果、割当予定先に提案を受けた本スキームが既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす最適なファイナンス手法であると判断しました。また割当予定先が、当社の主幹事証券会社として当社の東証マザーズ市場への上場以前より当社の事業内容を深くご理解いただいている上に、マザーズ上場後も東証一部(本則市場)への市場変更など、継続的にサポートしていただいている等、当社と良好な関係を築いていること、同種のファイナンスにおいて実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員である割当予定先により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は600,000株(第6回新株予約権400,000株及び第7回新株予約権200,000株)です(但し、上記「第1 募集要項 1. 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「第1 募集要項 2. 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

e. 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の報告を口頭で受けております。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けております。また、当社は、割当予定先が平成30年2月13日付で関東財務局長宛に提出した第76期第3四半期報告書の平成29年12月31日における四半期連結貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は金融商品取引業者として登録済み(登録番号：関東財務局長(金商)第44号)であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関(日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会)に所属し、その規則の適用を受けております。

また、割当予定先の完全親会社であるSBIホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日、平成30年2月1日)において「SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。」としております。さらに当社は、割当予定先の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」という。)には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の払込金額の決定に当たり、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号、代表者：黒崎知岳)(以下「赤坂国際会計」という。)に依頼しました。

当社は、当該算定機関が下記の前提条件を基に算定した評価額(第6回新株予約権については554円。第7回新株予約権については514円。)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額としました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。当該算定機関は、発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値2,706円、ボラティリティ46%、予定配当額7円/株、無リスク利率-0.1%や、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、権利行使行動及び株式保有動向等を考慮した一定の前提(当社の資金調達需要は行使期間中に一樣に発生すること、資金調達需要が発生している場合に当社は停止指定を指示しないこと、当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、当社による停止指定がない場合には割当予定先は出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使及び売却を行うこと、第7回新株予約権については行使価額修正が実施されることにより割当先の権利行使の促進及び調達額の最大化が図られること等を含みます。)を仮定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると判断しております。また、本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、算定機関における算定結果を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該算定結果と同額と決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、第6回新株予約権の行使価額は、当初、平成30年3月15日(発行決議日前取引日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額に相当する額とするともに、第7回新株予約権の行使価額は、平成30年3月15日(発行決議日前取引日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を10.13%上回る額としました。本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、第6回新株予約権及び行使価額修正選択決議後の第7回新株予約権のいずれにつきましても7%としました。

なお、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

- ・ 本新株予約権の発行について、監査等委員として本新株予約権の発行の担当部門長等による説明を受け、資金調達の目的、必要性等について聴取し、取締役会の意思決定として経営判断の原則に則り適正に行われていると考えられること。
- ・ 赤坂国際会計は企業価値評価実務に関する知識・経験を有し、また、当社経営陣から独立していると認められること。
- ・ 発行条件等については赤坂国際会計に依頼し価値評価を行っており、同社担当者より評価ロジック、前提となる基礎数値について説明を受け、その妥当性が認められること。
- ・ 平成30年3月15日付の赤坂国際会計の評価報告書に記載された公正価値と比較して、本新株予約権が有利発行に該当しないと認められること。
- ・ 上記から、赤坂国際会計による価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

今回の資金調達により、平成30年1月31日現在の総議決権数59,760個に対して最大10.04%の希薄化及び同日現在の発行済株式数5,976,000株に対して最大10.04%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、上記「第1 募集要項 1. 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (1) 資金調達をしようとする理由 <中期経営計画の策定>」に記載のとおり、当社グループにおける2025年時点での目指すべき姿として「アジアNO.1のIT美容商社」という企業像を設定、その実現のために平成30年4月期から平成32年4月期までの3ヶ年を「攻めのステージ」と位置づけ、平成32年4月期における売上高145億円、経常利益10億円、経常利益率6.9%を数値目標とし、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしていることから、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計600,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は38,143株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使を一定程度コントロール可能であり、かつ 当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の 所有株式数 (株)	割当前の 総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合 (%)
野村 秀輝	東京都世田谷区	1,800,000	30.13	1,800,000	27.38
供田 修一	東京都杉並区	770,000	12.89	770,000	11.71
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号			600,000	9.13
野村 貴久	東京都世田谷区	290,000	4.85	290,000	4.41
高橋 慧	東京都新宿区	282,500	4.73	282,500	4.30
樺島 義明	東京都中央区	250,000	4.18	250,000	3.80
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY (常任代理人 香港上海 銀行東京支店 カスト ディ業務部 Senior Manajor, Operation 小松 原英太郎)	50 BANK STREET CANARY WH ARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11- 1)	240,900	4.03	240,900	3.66
GOLDMAN SACHS & CO.REG (常任代理人 ゴールド マン・サックス証券株式 会社 代表取締役社長 持田昌典)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー)	234,500	3.92	234,500	3.57
森實 厚裕	愛知県大府市	100,000	1.67	100,000	1.52
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 (常任代理人 株式会社 みずほ銀行決済営業部)	USNY 225 LIBERTY STREET, NEW YORK, NEW YORK, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1品 川インターシティA棟)	96,200	1.61	96,200	1.46
計		4,064,100	68.02	4,664,100	70.94

- (注) 1. 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年10月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。
2. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
4. 割当予定先である株式会社SBI証券の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数となります。上記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」欄に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておりません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8 【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2 【統合財務情報】

該当事項なし

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部 【追完情報】

1. 設備計画の変更

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第15期、提出日平成29年7月28日)の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日(平成30年3月16日)現在、以下のとおりとなっております。

重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出 会社	本社 (東京都 世田谷区)	物販事業 店舗設計事業 その他周辺 ソリューション 事業	EC・基幹 システム等	100,000		新株予約 権の発行 及び行使 による調 達資金	平成30年 5月	平成32年 4月	(注) 1
提出 会社	千葉物流セ ンター (千葉県 柏市)	物販事業	物流セン ター	60,000		新株予約 権の発行 及び行使 による調 達資金	平成30年 5月	平成32年 4月	(注) 1
提出 会社	ショール ーム (東京都ま たは神奈川 県)	物販事業 店舗設計事業 その他周辺 ソリューション 事業	ショール ームの新設	20,000		新株予約 権の発行 及び行使 による調 達資金	平成30年 5月	平成32年 4月	(注) 1
提出 会社	ショール ーム (北海道 札幌市、 宮城県 仙台市)	物販事業 店舗設計事業 その他周辺 ソリューション 事業	ショール ームのリ ニューアル のための移 転	20,000		新株予約 権の発行 及び行使 による調 達資金	平成30年 5月	平成32年 4月	(注) 1

(注) 1. 仕入・販売等の機能強化を図ることを目的としておりますが、増加能力につきましては計数的に把握が困難なため、記載を省略しております。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第15期、提出日平成29年7月28日)及び四半期報告書(第16期第3四半期、提出日平成30年3月15日)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年3月16日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年3月16日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

3. 臨時報告書の提出

組込情報である第15期有価証券報告書の提出日(平成29年7月28日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成29年7月31日提出の臨時報告書)

[提出理由]

当社は、平成29年7月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年7月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

野村秀輝、供田修一、野村貴久および樺島義明を取締役(監査等委員である取締役を除く)に選任するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業内容の多様化に対応するため、定款第2条(目的)を変更するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役4名選任の件					
野村 秀輝	42,336	33	0	(注) 1	92.74
供田 修一	42,336	33	0		可決
野村 貴久	42,340	29	0		92.75
樺島 義明	42,340	29	0		92.75
第2号議案 定款一部変更の件	42,369	14	0	(注) 2	可決 92.79

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日	平成29年7月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期第3四半期)	自 平成29年11月1日 至 平成30年1月31日	平成30年3月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 7月27日

株式会社 ビューティガレッジ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮 比 呂

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 淡 島 國 和

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビューティガレッジの平成28年5月1日から平成29年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビューティガレッジ及び連結子会社の平成29年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ビューティガレージの平成29年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ビューティガレージが平成29年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年7月27日

株式会社 ビューティガレッジ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮 比 呂

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 淡 島 國 和

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビューティガレッジの平成28年5月1日から平成29年4月30日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビューティガレッジの平成29年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年3月15日

株式会社 ビューティガレッジ
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮 比 呂

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 山 太 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビューティガレッジの平成29年5月1日から平成30年4月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年11月1日から平成30年1月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年5月1日から平成30年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビューティガレッジ及び連結子会社の平成30年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。